

人工妊娠中絶一時金の請求時

○ 請求者全員が提出する書類

1	住民票の写し等	<ul style="list-style-type: none">申請者の住所、氏名、生年月日及び性別が確認できる書類 (例) 住民票、マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し居住地(居所)が住民票上の住民地と異なる場合は、公共料金の納付書等その住所に居住していることが確認できる書類を添付
2	通帳やキャッシュカードの写し等	<ul style="list-style-type: none">金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類 金融機関コード、支店コードが確認できる場合には、これらの請求書への記載は不要です。

○ 支給認定にあたり参考となる書類

3	その他請求に係る事実を証明する書類	<p>一時金の支給にあたって参考となりうる書類があれば添付してください。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none">人工妊娠中絶の経緯についての関係者(親族等)からの証言請求者が都道府県や医療機関等から入手した人工妊娠中絶の実施に関する書類死産証明書(死胎検案書)の写しなど人工妊娠中絶を受けた事実が分かる書類障害者手帳等の請求者が障害や疾病を有していたことが確認できる書類等
---	-------------------	---